

名古屋市告示第42号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、令和4年名古屋市告示第589号により指定した要措置区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した要措置区域は、令和6年名古屋市告示第452号及び本告示により、その全てを解除します。

令和7年1月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定を解除する区域
名古屋市東区矢田三丁目1601番1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン（土壤溶出量基準）
- 3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課